

# 草刈機使用の申込み手続きについて (平成 27.4.1 より実施)

## 1. 草刈機使用許可の申請

草刈機を使用する団体の代表者(申請者)または個人は、使用する3日前までにおおるり東棟1階すぐやる課に申請してください。許可証を発行します。

## 2. 草刈機の貸出し

使用当日の8時30分以降に受け取りにお越してください。すぐやる課で貸出します。  
(休日に使用する場合は前日の午後4時～5時15分の間に受け取りにお越してください。)

**\*草刈機は、許可証と交換になりますので、許可証を忘れないようお持ちください。**

## 3. 草刈機の返却

原則は当日返却ですが、使用した日が休日の場合は翌日の午前9時までに返却してください。  
(次の日が休日の場合は午後4時までに返却してください。翌日使用の方が受け取りに来ます。)  
草刈機の燃料タンクは空にして返却してください。

## 4. 使用期間及び時間

原則として1日単位で3日以内とします。

## 5. 使用料

草刈機の使用は無料ですが、燃料は使用者の実費負担とします。

## 6. その他

草刈機の破損や異常が見つかった場合は、速やかに報告してください。  
ご不明な点などありましたら、下記までお問い合わせください。

[問い合わせ・申請受付先] 島田市役所 都市基盤部 **すぐやる課**  
電話 36 - 7152